




## 令和4年度税制改正大綱

令和3年12月10日に、与党税制改正大綱が発表されました。全体として大きな目玉らしきものがない印象ですが、中小企業に関係しそうな点を中心に、税制改正の内容をご紹介します。

	大綱案	内容				増減税	
		改正前		改正後			
中小企業向け	賃上げ税制 (所得拡大税制) の拡充 	賞与を含む 給与総額が 前年比 <b>1.5%</b> 以上増加	給与増加額の15% を法人税額から控除		改正前に同じ		↓
		給与総額 前年比2.5%増 加 + 教育訓練費 10%以上 増加 or 経営力 向上計画	控除率の上乗せ <b>増加給与額の 25%</b> を法人税額 から控除		給与総額が 前年比 <b>2.5%</b> 以上増加	<b>増加給与額の 30%</b> を法人税額 から控除	
					上に加えて 教育訓練費 <b>10%以上 増加</b>	<b>増加給与額の 40%</b> を法人税額 から控除	
		いずれも法人税額の20%を限度					
所得税	少額減価償却資産の 損金算入の特例 	取得価額10万円未満	全額損金		<b>左のいずれの場合も 貸付用は耐用年数で償却</b> (貸付が主たる事業の場合を除く)	↗	
		取得価額20万円未満	3年償却				
		取得価額30万円未満	全額損金 (年300万円限度)				
事業承継税制の 届出期限延長	特例承継計画を 令和5年3月までに 都道府県知事に提出			<b>令和6年3月まで1年延長</b> (事業承継税制自体の延長が ないことを明記)		—	
住宅ローン控除 控除率縮減	控除率: <b>ローン残高の1%</b> 所得制限3,000万円まで			控除率: <b>ローン残高の0.7%</b> 所得制限2,000万円まで		↗	
資産税	住宅取得資金贈与の 非課税枠縮減・延長 	省エネ 住宅等	消費税10%	1,500万円	省エネ 住宅等	<b>1,000万円まで</b>	↗
			以外	1,000万円			
		以外	消費税10%	1,000万円	以外	<b>500万円まで</b>	
		令和3年12月31日まで		令和5年12月31日まで			
その他	電子帳簿保存法の 適用猶予	令和4年1月より 電子取引はデータ保存義務化			<b>2年の適用猶予</b> 個別の申請等は不要		—
	無申告加算税等 加算税(罰課金)強化	過少申告加算税:10%~15% 無申告加算税:15%~20%			帳簿記載不十分: +5% 著しく不十分: +10%		—

上記のほかにも、金融所得課税の強化や暦年贈与の廃止などが話題にのぼりましたが、今回の税制改正大綱では、税制改正の記載はありませんでした。※税制改正大綱は政府与党案です。国会での予算審議後、法律として成立し、施行されます。